



# 資料編




# 資料編

## 1 臼杵市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区分	所属団体	氏名		備考
1 自治会	臼杵市自治会連合会	齋藤 勝美		
2 議会	臼杵市議会	奥田 富美子		
3	臼杵市民生委員・児童委員協議会	竹内 かをる	柴田 久美子	
4	臼杵市医師会（小児科医）	東保 裕の介		
5	大分県臨床心理士会	岐部 薫		
6	臼杵市保育協議会	神田 寿恵		
7	地域子育て支援拠点事業	芥川 良彦		
8	児童クラブ運営団体	安藤 隆伸		
9	臼杵市幼稚園型認定こども園	田鹿 福二		
10	臼杵市校長会	草野 茂生		
11	市内高等学校	藤永 直也		
12	家庭教育支援（野津地域）	工藤 忍		
13	臼杵市教育委員会	垂井 美千代		会長
14 労働環境	連合大分南西地協臼津地区協議会	久藤 哲司	二宮 貴司	
15	臼杵市PTA連合会	青木 史		
16	臼杵市幼稚園型認定こども園 保護者代表	中村 充		
17	臼杵市保育協議会 保護者代表	板井 里奈		
18	公募委員	祖父江 美幸		
19	公募委員	川野 江利奈		

事務局 子ども子育て課



## 2 白杵市子ども・子育て会議条例

白杵市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日

条例第33号

改正 平成29年3月23日条例第2号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関等として、白杵市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策及び本市で育つ子どもの育成に関わる施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの健全育成に関し地域で取り組みを行っている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員(以下「委員」という。)の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。



- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 市長は、専門の事項を調査審議させる必要があると認める場合は、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。

- 2 部会の専門委員は、委員のうち市長が指名する者及び市長が当該専門部会に必要と認めて委嘱し、又は任命する者とする。
- 3 専門委員の任期は、当該専門委員の指名、委嘱又は任命に係る専門事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども子育て課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。





### 3 国の制度改革等のポイント

#### (1) 子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

##### ① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

##### ② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

##### ③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

#### (2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

##### ① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

##### ② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

### ③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

### ④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ◆子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ◆放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

## (3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。



## 4 保育所・認定こども園・幼稚園・小・中学校・高校等の状況

### ■ 保育所

2019（平成31）年4月1日現在

		施設名	定員	標準時間 利用時間	延長保育	一時預かり	乳児保育	休日保育	備考
私立	1	海添保育園	70	7時00分～18時00分	18時00分～19時00分	○	○		◎
	2	市浜保育園	90	7時00分～18時00分	18時00分～18時30分	○	○		◎
	3	臼杵保育園	100	7時00分～18時00分	18時00分～19時00分	○	○		◎
	4	野津南保育園	60	7時30分～18時30分	7時00分～7時30分	○	○		
公立	1	下南保育所	70	7時00分～18時00分	18時00分～19時00分	○	○		◎
	2	佐志生保育所 （休園中）	-	-	-	-	-	-	2020（令和2）年 3月末閉園予定

※○は実施（6ヶ月未満の乳児保育も実施）

※備考欄の◎（4園）については、令和2年4月から認定こども園になる予定です。

### ■ 認定こども園

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	認定 区分	教育 定員	教育時間 利用時間	預かり保育	一時 預かり	乳児 保育	休日 保育	備考
			保育 定員	保育標準時間 利用時間	延長保育				
私立	1 臼杵中央こども園	1号	10	8時30分～16時00分	7時00分～8時30分 16時00分～18時00分				
		2・3号	90	7時00分～18時00分	18時00分～19時30分	○	○		
	2 海辺こども園	1号	10	8時30分～16時00分	7時00分～8時30分 16時00分～18時00分				
		2・3号	110	7時00分～18時00分	18時00分～19時30分	○	○		
	3 すみれこども園	1号	15	8時30分～16時00分	7時00分～8時30分 16時00分～18時00分				
		2・3号	200	7時00分～18時00分	18時00分～20時00分	○	○	○	
	4 野津こども園	1号	10	8時30分～16時00分	7時00分～8時30分 16時00分～18時00分				
		2・3号	80	7時30分～18時30分	7時00分～7時30分	○	○		
	5 認定こども園 アソカ幼稚園	1号	60	10時00分～14時00分	18時30分まで				
		2・3号	40	7時30分～18時30分	-				
	6 認定こども園 カトリック 臼杵幼稚園	1号	75	10時00分～14時00分	17時30分まで				
		2・3号	28	7時30分～18時30分	-				

※○は実施

## ■ 公立幼稚園

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	定員	保育時間	預かり保育	備考
1	臼杵幼稚園	60	9時00分～14時00分	-	2020（令和2）年3月末閉園予定
2	野津幼稚園	60	9時00分～14時00分	-	

## ■ 認可外保育施設

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	定員	保育時間	備考
1	すえひろ保育園	60	7時30分～18時00分	

## ■ 小学校

2019（令和1）年5月1日現在

	学校名	クラス数	児童数	備考
1	臼杵市立佐志生小学校	4	25	
2	臼杵市立下ノ江小学校	6	50	
3	臼杵市立海辺小学校	6	98	
4	臼杵市立下北小学校	9	190	
5	臼杵市立上北小学校	7	48	
6	臼杵市立臼杵南小学校	8	65	
7	臼杵市立下南小学校	7	184	
8	臼杵市立市浜小学校	16	436	
9	臼杵市立福良ヶ丘小学校	8	122	
10	臼杵市立臼杵小学校	12	254	
11	臼杵市立野津小学校	11	221	
12	臼杵市立川登小学校	5	24	
13	臼杵市立南野津小学校	5	40	
	合計	104	1,757	

## ■ 中学校

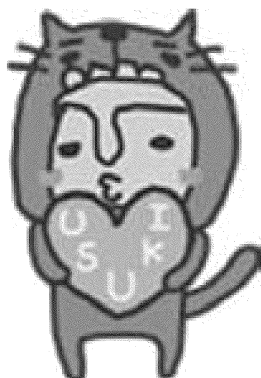
2019（令和1）年5月1日現在

	学校名	クラス数	生徒数	備考
1	臼杵市立北中学校	9	199	
2	臼杵市立南中学校	5	40	
3	臼杵市立西中学校	13	324	
4	臼杵市立東中学校	8	160	
5	臼杵市立野津中学校	9	151	
	合計	44	874	

## ■ 高校

2019（令和1）年5月1日現在

	学校名	クラス数	生徒数	備考
1	大分県立臼杵高等学校	15	591	
2	大分県立海洋科学高等学校	3	102	
	合計	18	693	



## 5 子育て支援サービスの状況

現在実施している主な子育てサービスは、以下の通りです。

### ■一時預かり

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	利用日時等
1	下南保育所	月曜日～土曜日 8時30分～16時30分 ※相談次第で時間を調整できる場合があります。
2	臼杵中央こども園	
3	海添保育園	
4	市浜保育園	
5	海辺こども園	
6	すみれこども園	
7	臼杵保育園	
8	野津こども園	
9	野津南保育園	

### ■休日保育

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	利用日時等
1	すみれこども園	日曜日及び祝日 7時30分～17時30分

### ■病児・病後児保育

2019（令和1）年10月1日現在

	施設名	利用日時等
1	病児保育室「とんぼ」	月曜日～土曜日 8時00分～18時00分（土曜日は12時30分まで） ※日曜日・祝日・お盆（8月13日～16日）・年末年始（12月30日～1月3日）を除く

## ■ 延長保育

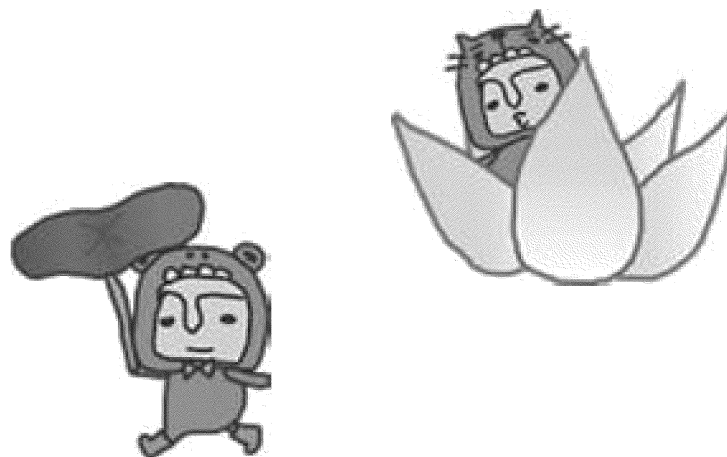
2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	利用時間
1	下南保育所	18時00分～19時00分
2	臼杵中央こども園	18時00分～19時30分
3	海添保育園	18時00分～19時00分
4	市浜保育園	18時00分～18時30分
5	海辺こども園	18時00分～19時30分
6	すみれこども園	18時00分～20時00分
7	臼杵保育園	18時00分～19時00分
8	野津こども園	7時00分～7時30分（朝延長）
9	野津南保育園	7時00分～7時30分（朝延長）

## ■ 地域子育て支援拠点施設

2019（令和1）年10月1日現在

	施設名	利用日時等
1	ウスキッズ	月曜日～金曜日 9時00分～15時00分
2	子育て支援「あのね」	月曜日～土曜日 8時00分～13時00分
3	よいこのへや	月曜日～金曜日 9時00分～16時00分
4	子育て支援センター童	月曜日～金曜日 10時00分～15時30分 土曜日 10時00分～15時00分



## ■放課後児童クラブ

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	利用日時等 ※長期休暇期間＝春休み・夏休み・冬休み	小学校区
1	市浜児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日 8時00分～18時00分 長期休暇期間 8時00分～18時30分	市浜
2	ウエルフェアー	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日・長期休暇期間 7時30分～18時30分	海辺
3	臼杵小児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～18時00分 土曜日・長期休暇期間 8時30分～18時00分	臼杵
4	すみれ児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～20時00分 土曜日・長期休暇期間 7時00分～20時00分	下北
5	下南小児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日・長期休暇期間 8時00分～18時30分	下南
6	すえひろ児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～20時00分 土曜日・長期休暇期間 7時00分～20時00分	上北
7	福良ヶ丘児童クラブ「丘っ子」	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日・長期休暇期間 8時00分～18時30分	福良ヶ丘
8	臼杵南児童クラブみなみ風	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日・長期休暇期間 7時30分～18時30分	臼杵南
9	野津小児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日・長期休暇期間 7時45分～18時30分	野津
10	南野津小児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日・長期休暇期間 7時45分～18時30分 ※学校登校日のみ土曜日開所	南野津
11	川登小児童クラブ	月曜日～金曜日 放課後～18時30分 長期休暇期間 7時45分～18時30分 ※土曜日は野津児童クラブにて開催	川登



## ■放課後子ども教室

2019（令和1）年10月1日現在

	施設名	定員	登録者数	校区
1	さしう放課後こども教室	小学校2・3年生の希望者	25	佐志生
2	したのえ放課後こども教室		23	下ノ江
3	あまべ放課後こども教室		17	海辺
4	しもきた放課後こども教室		20	下北
5	かみきた放課後こども教室		7	上北
6	うすきみなみ放課後こども教室		9	臼杵南
7	しもみなみ放課後こども教室		18	下南
8	いちほま放課後こども教室		40	市浜
9	ふくらがおか放課後こども教室		21	福良ヶ丘
10	うすき放課後こども教室		20	臼杵
11	かわのぼり放課後こども教室（H31は開設せず）		0	川登
12	のつ放課後こども教室		23	野津
13	みなみのつ放課後こども教室		20	南野津
14	すえひろ放課後こども教室 （すえひろ保育園内）		61	市浜・下北・臼杵・ 下南・上北
	合計		304	

## ■ファミリー・サポート・センター

2019（平成31）年4月1日現在

	事業名	事業内容等
1	ファミリー・サポート・センター事業	<p>「子育ての手助けをしてほしい人」（依頼会員）と「子育ての手助けをする人」（提供会員）が会員として登録し、会員同士で子育てを支え合う組織です。</p> <p>〈援助対象児童〉 概ね6か月～小学校6年生まで            〈利用時間〉 7時00分～19時00分</p>

## ■ おおいた子育てほっとクーポン

2019（平成31）年4月1日現在

	事業名	事業内容等
1	おおいた子育てほっとクーポン	<p>お子さんが生まれたご家庭に、地域の子育て支援サービスに使えるクーポン券を配布しています。</p> <p>〈有効期限〉 3歳の誕生日の前日まで            〈配布金額〉 養育する子どもの数×1万円            〈利用可能なサービス〉            一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、インフルエンザ予防接種、フッ素塗布、体操教室（幼児とママ・ベビーとママ）、乳幼児家庭教育学級にじっこ、地域子育て支援拠点の実費負担分、児童通所支援事業の個人負担分、市が指定する読み聞かせ絵本の指定店での購入、乳房マッサージ、家事援助（家事ヘルパーの派遣）、放課後児童クラブ利用料</p>

## ■ 臼杵市版母子手帳アプリ「ちあほっと」

	事業名	事業内容等
1	臼杵市版母子手帳アプリ「ちあほっと」	<p>妊娠中の日々の記録や、大切な思い出の保存、出産後の予防接種のスケジュール管理などができる便利なアプリです。</p> <p>さらに、うすき石仏ねっとに加入している方は、アプリと連携することができ、医療機関や臼杵市が管理する予防接種、乳幼児健診結果（身長、体重、頭位、胸囲）を受け取ることができます。</p>

## 6 経済的支援サービスの状況

現在実施している主な子育てサービスは、以下の通りです。

### ■経済的支援 その①

2019（平成31）年4月1日現在

	名称	内容	担当課
1	児童手当	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童の養育者に支給されます。届出が必要で、所得制限もあります。	子ども子育て課
2	にこにこ保育支援事業	認可保育所・認定こども園及び認可外保育施設に入所している第2子以降3歳未満児の保育料を無料にしています。（認可外保育施設の助成上限35,000円）	子ども子育て課
3	不妊治療費等助成事業	不妊治療を受けているご夫婦の不妊治療費や不妊検査費の一部を助成しています。	子ども子育て課
4	予防接種事業	定期予防接種や一部の任意予防接種の費用を助成します。	子ども子育て課
5	妊婦健康診査費等助成事業	妊婦健康診査等にかかる費用の一部を助成しています。	子ども子育て課
6	子ども医療費の助成	未就学児の通院・入院、小中学生の入院の医療費を助成します。（小中学生の通院費自己負担は一医療機関ごと500円/日、4回/月まで）	子ども子育て課
7	未熟児養育医療費の助成	入院治療を必要とする未熟児に対して、医療の給付を行っています。	子ども子育て課
8	小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付事業	小児がんなど、特定の疾病について、日常生活用具給付事業を行っています。	子ども子育て課
9	就学援助	経済的理由により小中学校へ就学する児童生徒の経済的な理由の困難さを軽減するため、学用品費・学校給食費・修学旅行費など、学校生活にかかる費用の一部を援助します。	教育委員会
10	児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養しているひとり親家庭等に支給します。所得制限あり。	子ども子育て課

■ 経済的支援 その②

2019（平成31）年4月1日現在

11	ひとり親家庭等医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護するひとり親家庭の親及び児童、養育者が監護する父母のいない児童等の医療費（保険診療分）の一部を助成します。所得制限あり。	子ども子育て課
12	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低利で各種資金の貸付を行っています。	子ども子育て課
13	育成医療費の助成	身体上の障がい・疾病を放置したら将来、障がいが残ると認められる児童に対する治療費の助成を行います。	福祉課
14	重度心身障害者（児）の医療費の助成	身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級等の重度心身障がい者（児）に対して、医療費の一部を助成します。所得制限あり。	福祉課
15	日常生活用具の給付・貸与	障がい者（児）及び難病患者等に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具給付事業（市事業）を行います。	福祉課
16	障がい児の就学援助	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学用品費・学校給食費など、学校生活にかかる費用の一部を援助します。	教育委員会
17	障害児福祉手当	身体障害者手帳1級、療育手帳A 1又はそれに準ずる重度の障がいにより、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の児童に支給します。所得制限あり。	福祉課
18	特別児童扶養手当	身体又は精神に重度・中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給します。所得制限あり。	福祉課
19	心身障害者タクシー料金の助成	重度身体障がい者（児）や、重度知的障がい者（児）の外出に対する移動支援として定額のチケットを支給します。	福祉課
20	在宅重度障害者住宅改造費の助成	住宅設備の改造を必要とする在宅の重度心身障がい者（児）に対して、経費の一部を助成します。事前申請が必要。所得制限あり。	福祉課
21	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父又は母が就労に結びつく資格等を取得するに当たり、対象となる教育訓練給付講座を受講し、終了した場合に給付金を支給します。事前相談必須。所得制限等要件あり。	子ども子育て課
22	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父又は母が就労に結びつく資格等を取得するに当たり、1年以上の養成機関で修業する場合に給付金を支給します。事前相談必須。所得制限等要件あり。	子ども子育て課

■ 経済的支援 その③

2019（平成31）年4月1日現在

23	高校生の奨学資金	高校・高等専門学校に在籍する生徒のうち学業人物とも優秀でかつ経済的理由により就学困難な生徒に対して資金を給付します。	学校教育課
24	中学校遠距離生徒通学費補助金	学校に遠距離から通学する生徒に対し、保護者負担の軽減のため、通学に要する経費の一部を補助します。	学校教育課
25	高校生の通学補助	市内の子どもたちが、できるだけ市内の高等学校に通うことができるよう、通学補助として購入したバス定期券の金額からその通用期間1ヶ月につき1万円を控除した額の全部を補助します。	秘書・総合政策課
26	教育ローンの利息分の負担	大学、短期大学、専門専修学校（高専は除く）に在学する子弟などのために、教育ローンを借り受ける保護者に利子補給を行います。	秘書・総合政策課
27	奨学金制度 （一般大学生奨学金）	経済的な理由で就学が困難な方に対し、奨学金を無利子で貸与しています（入学準備金10万円、月額3万円）。卒業後10年以内に5年継続して臼杵市に居住した場合、返還の免除規定があります。	総務課
28	奨学金制度 （医学生等奨学金）	将来、医師や看護師として市内の医療機関に従事しようとする学生を対象に、奨学資金の貸与を行っています。貸与期間と同じ期間、市内の医療機関に従事すれば返還免除となります。 ＜奨学資金の概要＞ ○入学準備金10万円 ○月額5万円 ただし、医学部4年から6年生までは月額10万円	保険健康課





## 7 用語集

### 【あ行】

#### ●預かり保育事業

幼稚園・認定こども園（幼稚園部）を利用している子どもを登園時間前や降園時間後、夏期休業等の長期休業時に預かる事業。

#### ●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児（非在園児のみ）について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園等において、一時的に預かる事業。

#### ●医療的ケア

一般的に「日常生活を送る上で必要とされる衛生管理に関する医行為（医療行為）」とされ、障害や疾患等により低下した身体機能を、医療機器等を用いて補助すること。

#### ●医療的ケア児

医療的ケアが必要な子どもを指します。たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とする子どものこと。2016年に改正された児童福祉法によって定義されました。

### 【か行】

#### ●家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

#### ●教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

#### ●子育て

教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる子どもに対する活動。



## ●子育て短期支援事業

(ショートステイ)

保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設で短期的に預かる事業

(トワイライトステイ)

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

## ●子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。

## ●子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）。

## ●子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）。
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）。

## ●コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



## 【さ行】

### ●事業所内保育施設

事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもを預かる保育事業施設。

### ●施設型給付

幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

### ●市町村子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。（法第61条）。

### ●児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の6つに大別することができる。

### ●小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

### ●食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

## 【た行】

### ●地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

### ●地域子育て支援拠点事業

主に保育所等に入園していない児童と保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。





## ●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

## ●特別支援学校

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。盲学校（もうがっこう）、聾学校（ろうがっこう）、養護学校（ようごがっこう）は、2007（平成19）年4月1日より、学校教育法上では「特別支援学校」と称されるようになった。

# 【な行】

## ●認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。

## ●認可保育所

国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

## ●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

# 【は行】

## ●病児・病後児保育

病気にかかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業。



### ●ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親及びその子が18歳に達する年度末までの児童並びに父母のいない児童に対して医療費の本人負担分を助成する制度。

### ●ファミリー・サポート・センター

地域において子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う会員組織。

### ●保育所

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して、保育を行う施設（児童福祉法39条）。

### ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、指導員の下、生活の場を提供するもの。

## 【や行】

### ●幼稚園

学校教育法に定める、3～5歳児に対して幼稚園教育を行う施設（学校教育法第22条）。

## 【わ行】

### 【ワーク・ライフ・バランス】

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。



## 第2期

# 臼杵市子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020（令和2）年3月

発行元 臼杵市 福祉事務所 子ども子育て課

住 所 〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵72番1

TEL 0972-63-1111（代表） FAX 0972-86-2278

